申告要否フローチャート

令和７年１月１日現在、登別市に住民登録がある方が対象です。
申告不要の方でも、所得税の還付が発生する場合は、確定申告が必要です。

① 収入がない、非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみの方

Q. 登別市在住の親族に扶養されていますか。

[　はい　] → 申告は必要ありません

[いいえ] → 市道民税申告が必要です（※電話での申告が可能です）

② 主な収入が公的年金等の収入の方

Q. 年金収入が 400 万円以下ですか。

[いいえ] → 確定申告が必要です

↓ はい

Q. 年金以外に収入がありますか。

↓ はい　　⋮ いいえ

Q. 年金以外の所得が 20 万円を超えますか。

[　はい　] → 確定申告が必要です

[いいえ] → 市道民税申告が必要です

⋮↓

Q. 年金収入が 152 万円以下ですか。

（65 歳未満の方は 102 万円以下）

[　はい　] → 申告は必要ありません

⋮↓ いいえ

Q. 医療費・生命保険料・扶養控除などの控除を追加しますか。

[　はい　] → 市道民税申告が必要です

[いいえ] → 申告は必要ありません

③ 主な収入が給与収入の方

Q. 以下のいずれかに該当しますか。

- 給与収入が 2,000 万円以上である
- 勤務先で年末調整をしていない
- 2 カ所以上から給与をもらっており
  そのうち年末調整されなかった給与と
  その他の所得の合計金額が 20 万円を超えている

[　はい　] → 確定申告が必要です

⋮↓ いいえ

Q. 給与以外に収入がありますか。

↓ はい　　⋮ いいえ

Q. 給与以外の所得が 20 万円を超えますか。

[　はい　] → 確定申告が必要です

[いいえ] → 市道民税申告が必要です

⋮↓

Q. 医療費控除などの控除を追加しますか。

[いいえ] → 申告は必要ありません

↓ はい

Q. 源泉徴収票の源泉徴収税額が 0 円ですか。

[　はい　] → 市道民税申告が必要です

[いいえ] → 確定申告が必要です

④ 主な収入が公的年金等や給与以外の方（農業、営業、不動産所得など）

Q. 所得金額が所得控除合計額を超えますか。

[　はい　] → 確定申告が必要です

[いいえ] → 市道民税申告が必要です